

令和6年第2回定例会

議 案

令和6年10月15日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和6年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和6年10月15日

開会 午後3時30分

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 管理者報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 2号 | 専決処分事項の報告について
(つくばみらい消防署救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること) |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)について |

報告第 2号

専決処分事項の報告について

令和6年5月31日のつくばみらい消防署救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月15日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月28日

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

1 和解の相手方

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

2 損害賠償の額

5万6,784円

3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合の責任割合は20%、相手側の責任割合は80%とする。
- (2) 相手方○○○○は、損害額17万8,015円を常総地方広域市町村圏事務組合に支払う。
- (3) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額3万5,071円を相手方○○○○に支払う。
- (4) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額2万1,713円を第三者に支払う。
- (5) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

令和6年5月31日午前8時45分頃、救急帰署途上、茨城県つくばみらい市豊体地内、株式会社斉藤商店セイフル伊奈SS（現：金榭石油株式会社）前県道上にて、当組合職員の運転する公用車（つくばみらい消防署救急自動車）が取手方面へ進行中、株式会社斉藤商店セイフル伊奈SS から出てきた相手方（軽自動車）と救急自動車右側面が衝突し、その弾みで相手方と停車中の第三者（普通自動車）が衝突したものです。

参考資料（報告第2号関係）

事故現場位置図



事故発生状況略図



議案第11号

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年常総地方
広域市町村圏事務組合条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年10月15日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年常総地方広
域市町村圏事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の管理運営上次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[削除]</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の管理運営上次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

提 案 理 由

議案第11号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

現在、常総広域地域交流センターにおいては、営利を目的としての施設使用を制限しておりますが、利用率及び収益向上の観点から、施設の管理運営に支障のない範囲で営利を目的としての使用ができるよう改正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行するものです。

議案第12号

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年10月15日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

提 案 理 由

議案第12号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度一般会計決算は、収入済額72億1,276万6,823円、支出済額64億7,532万8,795円で、歳入と歳出の差引額7億3,743万8,028円を翌年度に繰越しました。

歳入の主なものは、関係市町負担金58億2,305万9千円で、歳入全体の80.7%を占めております。

歳出の主なものは、衛生費で常総環境センターの運営管理費及び放射性物質を含む指定廃棄物の管理費として21億264万5,441円を支出しました。衛生費は歳出全体の32.5%であります。

消防費では、消防・救急業務に26億8,683万6,913円を支出しました。このうち81.3%が人件費であります。消防費は歳出全体の41.5%であります。

常広事監発第6号
令和6年9月26日

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久様

常総地方広域市町村圏事務組合

監査委員 下村文男



監査委員 赤羽直一



令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査した結果を別紙のとおり意見を付して報告します。

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和5年度一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和5年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

2 審査の期日

令和6年8月26日

3 審査の手続き

審査に当たっては、管理者から提出された令和5年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令及び組合監査基準に準拠して作成されているか、その内容について関係諸帳簿、証拠書類と照合するとともに関係職員の説明を聴取し、予算執行の適否及び計数の確認をしました。

4 審査の結果

審査に付された令和5年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、それぞれの関係法令及び組合監査基準に準拠し作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に執行され誤りのないことを確認しました。

5 審査の意見

当組合の決算状況は、前年度と比較して歳入歳出ともに増額となりました。主な理由は、消防本部・水海道消防署庁舎改修事業によるものでした。

事業別に見ると、地域交流センター「いこいの郷 常総」では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会経済活動の活性化により施設利用者数も回復傾向となり、特に夏場のスポーツ合宿に伴う宿泊施設の利用が好調だったことや、キャンプ場利用者による温浴施設の相互利用等により、令和5年度の総利用者数は前年度比14.3%の増となりました。

また常総運動公園でも、スポーツ合宿等での施設利用に加え、小中学生の

プール授業の再開、また指定管理者による自主事業における地元スポーツ団体の施設の定期利用等により、前年度比17.2%の増となりました。

これら2つの施設は、令和4年度からの指定管理者制度導入で一体的な管理運営となり、相互利用がしやすくなったことが利用者増に繋がった要因の一つとみられることから、指定管理者においては、引き続き、施設の効率的な運営と効果的な相互利用をさらに発展させ、サービスの向上を図りながら自主財源の確保にも努めるよう希望するものです。

また制度開始から2年目を迎えたPark-PFI施設でも、テントサウナや犬種別けんしゅべつオフ会のような趣向を凝らしたイベントや各種マルシェを開催する等新たな賑わいを創出し、公園や地域の活性化に貢献しました。今後も民間企業の豊富な発想力と経験を活かして魅力あるサービスを提供し、利用者満足度の向上に努めるとともに新規利用者の獲得へと繋げていきたい。

また、組合においても定期的にモニタリングを実施し、コミュニケーションをとりながら、より一層魅力ある施設運営となるよう官民一体となって取り組んでいきたい。

障害者支援施設「常総ふれあいの杜」では生活介護・自立訓練等の日中活動事業と施設の入所支援事業を行い、利用者一人ひとりの希望や状態に合わせたサービスの提供に努めました。

令和5年度では、コロナ禍においてそれまで限定的な利用に制限していた短期入所利用を再開し、延べ49人が利用しました。また劣化が顕著と診断された施設外壁及び屋根部を改修するための実施設計を行いました。

引き続き、指定管理者においては関係機関と連携を密にし、安心・安全で快適な管理運営に努めるとともに、より質の高いサービスの提供に向け、利用者やご家族の気持ちに十分配慮しながら対応していきたい。

ごみ処理事業では、前年度比3.6%減の66,797トンのごみや資源物を適正に処理しました。資源物のリサイクル率は、プラスチック製容器包装が45.2%で前年度比0.4ポイント増、ペットボトルは70.0%で前年度比0.8ポイント増となりました。

焼却施設では、熱分解ドラム内の金属塊の堆積による処理能力の低下から、令和4年度に引き続き、可燃ごみを県内外4箇所へ外部搬出しました。これを受け、より分別の徹底を図るため指定ごみ袋について見直しを行い、「可燃ごみ専用袋」を「燃やすしかないごみ専用袋」と表記を変更、事業所用では袋を透明にして不適物の混入を目視できるよう改善、加えて圏域内のアサヒ飲料、キリンビバレッジとペットボトルの水平リサイクルの協定を締結し、令和6年4月からの

実施に向けて広報で周知する等、ごみ処理の現状と分別の必要性を強くアピールしました。

分別によるごみの減量化は、処分費用等財源の縮減や施設の延命、今後の最終処分場の確保等にも繋がる重要な施策の一つであり、分別を徹底し資源化を促進することでごみの減量化を実現させ、課題解決に結び付けられるよう、引き続き構成市と連携しながら住民や事業者への広報・啓発活動に取り組んでいただきたい。

また、ごみの自区内処理の原則を踏まえ、最終処分場建設の検討についても構成市と一丸となった取り組みを希望するものです。

消防事業では、職員14名を新規採用し消防組織体制の適性維持に努め、住民の安心・安全を守る機関として日夜消防活動に尽力しました。

令和5年度は老朽化した車両3台の更新と2カ年事業となる消防本部・水海道消防署の改修事業に着手する等、消防力強化に努め、火災54件、救急7,903件、救助147件、計8,104件の事案に対応しました。

また消防職員においては、各種学校の入校や講習会等に積極的に参加し知識や技術の習得に努め、より高いレベルでの消防活動を実践するため日夜訓練に励みました。その結果、令和5年度にはその卓越した救助技術によって全国大会出場を果たしました。

近年では、消防が対応する災害は火災や事故、ウイルスによる感染症、テロや自然災害等、多様化・複雑化しており、それらに的確に対応するためには、人員や車両、資機材等の消防資源を最大限に有効活用していく必要があります。引き続き、消防資源の計画的な整備と人材育成による質の向上に努め、住民の生命・財産を守るべく消防業務に当たっていただきたい。

今般、少子高齢化や社会全体のDX化による社会構造の変化や多様化・複雑化する行政課題への対応等、地方自治体の役割はますます大きくなっています。

構成市においても、少子高齢化や人口減少にみる構造的課題、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費用の増加等引き続き厳しい財政状況下に置かれています。

組合事業においても、事業の必要性や費用対効果について精査、見直しを徹底し、真に必要な事業であるかを見極め、DXの推進により作業をスリム化し、より効果的かつ効率的な事務事業の執行に努めるよう望むものです。

議案第13号

令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ310,393千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,789,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年10月15日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
5 繰越金		416,000	310,393	726,393	
	1 繰越金	416,000	310,393	726,393	
歳入	合計	7,478,867	310,393	7,789,260	

2 歳出		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		309,711	5,117	314,828	
	1 総務管理費	296,699	5,117	301,816	
4 衛生費		2,333,659	12,738	2,346,397	
	1 清掃費	2,333,659	12,738	2,346,397	
8 予備費		107,582	292,538	400,120	
	1 予備費	107,582	292,538	400,120	
歳出	合計	7,478,867	310,393	7,789,260	

第2表 繰越明許費

第2表 繰越明許費		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 清掃費	総発電量計測用電力量計システム設置事業	7,066

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	(単位 千円)
5 繰越金	416,000	310,393	726,393	
歳入合計	7,478,867	310,393	7,789,260	

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源	地方債	その他	
2 総務費	309,711	5,117	314,828				5,117
4 衛生費	2,333,659	12,738	2,346,397				12,738
8 予備費	107,582	292,538	400,120				292,538
歳出合計	7,478,867	310,393	7,789,260	0	0	0	310,393

2 歳入

(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	416,000	310,393	726,393	1 繰越金	310,393	共通分 消防分
計	416,000	310,393	726,393			

3 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明			
				特定財源		節金額				
				国県支出金	地方債その他			一般財源		
1 一般管理費	246,640	5,117	251,757	0	0	5,117	2 給料 3 職員手当等	1,386 2,998	一般職給 管理職手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 共済組合負担金	1,386 1,080 78 255 137 690 570 188 733
計	296,699	5,117	301,816	0	0	5,117	4 共済費	733		

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

1 環境センター費	2,331,556	12,738	2,344,294	0	0	12,738	2 給料 3 職員手当等	3,113 1,729	一般職給 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 共済組合負担金	3,113 52 317 18 499 422 421 830
-----------	-----------	--------	-----------	---	---	--------	-----------------	----------------	--	--

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	節金額	説明
				特定財源	財源				
					国県支出金	地方債			
1 環境センター費						一般財源	12 委託料	0	運転管理委託料 △ 65,255 常総環境センターごみ処理運転管理委託 処分委託料 △ 65,255 50,387 〔溶融スラグ等搬出運搬委託 15,277〕 溶融スラグ等処分委託 35,110 可燃ごみ外部搬出委託料 14,868 〔可燃ごみ焼却処理等委託 (さしま環境分) 14,868〕
計	2,333,659	12,738	2,346,397	0	0	0	14 工事請負費	7,066	総発電量計測用電力量 計システム設置工事 7,066

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	107,582	292,538	400,120	0	0	0	292,538	292,538	共通分 243,542 消防分 48,996
計	107,582	292,538	400,120	0	0	0	292,538		

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 料 与 費			合 計	備 考		
		報 酬	職 員 手 当	計				
補 正 後	(10) 294	0	1,131,184	1,046,396	2,177,580	393,571	2,571,151	
補 正 前	(10) 297	0	1,126,685	1,041,669	2,168,354	392,008	2,560,362	
比 較	(0) △ 3	0	4,499	4,727	9,226	1,563	10,789	

() 書きは、短時間勤務職員の数

区 分	管 理 手 当	職 扶 当 手	養 地 手	通 域 当 手	勤 住 当 手	居 単 任 手	身 赴 当 手	時 間 手	外 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手	未 勤 当 手	勉 特 殊 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	退 職 手 当 金
補正後	27,900	34,324	119,640	23,437	21,365	720	50,438	3	267,161	223,257	16,942	68,106	20,911	172,192		
補正前	26,820	34,194	119,068	23,282	21,365	720	50,438	3	265,972	222,265	16,942	68,106	20,911	171,583		
比較	1,080	130	572	155	0	0	0	0	1,189	992	0	0	0	609		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 料 与 費			合 計	備 考		
		報 酬	職 員 手 当	計				
補 正 後	(10) 294	0	1,131,184	1,046,396	2,177,580	393,571	2,571,151	
補 正 前	(10) 297	0	1,126,685	1,041,669	2,168,354	392,008	2,560,362	
比 較	(0) △ 3	0	4,499	4,727	9,226	1,563	10,789	

() 書きは、短時間勤務職員の数

区 分	管 理 手 当	職 扶 当 手	養 地 手	通 域 当 手	勤 住 当 手	居 単 任 手	身 赴 当 手	時 間 手	外 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手	未 勤 当 手	勉 特 殊 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	退 職 手 当 金
補正後	27,900	34,324	119,640	23,437	21,365	720	50,438	3	267,161	223,257	16,942	68,106	20,911	172,192		
補正前	26,820	34,194	119,068	23,282	21,365	720	50,438	3	265,972	222,265	16,942	68,106	20,911	171,583		
比較	1,080	130	572	155	0	0	0	0	1,189	992	0	0	0	609		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
給料	4,499	1	4,499	人事異動等による	
職員手当	4,727	1	4,727	人事異動等による	

提 案 理 由

議案第13号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第2号) について

本案は、令和6年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,039万3千円の増額です。

歳入の主なものは、決算認定に伴う繰越金の増額です。

歳出の主なものは、総務費と衛生費における人事異動に伴う人件費の増額、衛生費で加熱管更新工事の完了及び可燃ごみ外部搬出委託料の増額に伴う委託料の組替と発電量計測システム設置工事費の増額です。また、当該工事については繰越明許費とするものです。